

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年10月30日
【会社名】	株式会社FHTホールディングス
【英訳名】	FHT holdings Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 欣也
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋三丁目24番9号
【電話番号】	03-6261-0081
【事務連絡者氏名】	管理部長 中村 尚美
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋三丁目24番9号
【電話番号】	03-6261-0081
【事務連絡者氏名】	管理部長 中村 尚美
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2023年10月30日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2023年10月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

累積損失の解消による財務基盤の健全化と持続的な成長に向けた資金確保を図るため、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるものであります。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

2023年9月15日現在の資本金の額2,756,302,100円のうち2,726,302,100円を減少して、30,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

会社法第447条第1項の規定に基づき、発行株式総数を変更することなく、資本金の額のみを減少し、減少額2,726,302,100円をその他資本剰余金に振り替えます。なお、当社が発行している新株予約権が2023年10月28日までに行使された場合には、新株予約権の行使に伴い株式が発行されることにより増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

2023年9月15日現在の資本準備金の額2,246,302,100円の全額を減少して、0円といたします。

(2) 資本準備金の額の減少の方法

会社法第448条第1項の規定に基づき、減少額全額をその他資本剰余金に振り替えます。なお、当社が発行している新株予約権が2023年10月28日までに行使された場合には、新株予約権の行使に伴い株式が発行されることにより増加する資本準備金の額と同額分を合わせて減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えます。

4. 効力発生日

2023年10月30日

第2号議案 剰余金処分の件

1. 剰余金の処分の目的

会社法第452条の規定に基づき、第1号議案の「資本金及び資本準備金の額の減少の件」の効力発生を条件として、増加するその他資本剰余金のうち2,884,264,069円を繰越利益剰余金に振り替え、2022年12月末現在の欠損の填補を図るものであります。なお、本議案は、第1号議案の「資本金及び資本準備金の額の減少の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 剰余金の処分の内容

(1) 減少するその他資本剰余金の額 2,884,264,069円

(2) 増加する繰越利益剰余金の額 2,884,264,069円

(3) 減少後のその他資本剰余金の額 813,779,547円

(4) 増加後の繰越利益剰余金の額 0円

なお、当社が発行している新株予約権が2023年10月28日までに行使された場合には、資本金の額の増加及び資本準備金の額の増加に伴い、減少後のその他資本剰余金の額が変動いたします。

第3号議案 取締役2名選任の件

脇谷敏之及び伊藤執留を取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	1,565,499	4,509	-	(注)1	可決 99.34
第2号議案	1,565,828	4,180	-	(注)2	可決 99.36
第3号議案					
脇谷 敏之	1,565,673	4,336	-	(注)3	可決 99.35
伊藤 執留	1,565,882	4,127	-		可決 99.37

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
 2. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による  
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上